

市役所機能を集約します

平成27年度から計画を進めてきました市役所本庁舎(以下、本館および新館)の増改築工事が完了しました。これに伴い、現在分散している市役所機能を一か所に集約し、防災機能の二元化など、行政サービスの向上を図ります。

【スケジュール】

▼引つ越し①
4月20日田～21日田

新館に入っている部署の一部が本館各階に引つ越し、4月22日田から業務を開始します。
※引つ越し①で移動する部署の電話番号は変更ありません。

▼引つ越し②

4月27日田～29日田

安曇川にある教育委員会事務局と、今津にある都市整備部の各部署が、本館・新館各階に引つ越しします。
※引つ越し②で移動する部署は移転後に電話番号が変わります。各電話番号は広報たかしま5月号でお知らせします。



▼引つ越し①の移動部署 (20部署)

- 政策部
- 企画広報課、総合戦略課、秘書課
- 総務部
- 総務課、人事課、契約検査課
- 行財政改革課、財政課、財産管理課
- 市民生活部
- 市民協働課
- 環境部
- 環境政策課
- 農林水産部
- 農業政策課、農村整備課、森林水産課
- 商工観光部
- 商工振興課、観光振興課
- 会計課
- 議会事務局
- 監査委員事務局
- 農業委員会事務局

4月20日田
～
21日田



▼引つ越し②の移動部署 (13部署)

- 都市整備部
- 土木課、都市政策課
- 上下水道課(お客様センター含む)
- 教育委員会事務局
- 教育総務課、社会教育課、文化財課
- 市民スポーツ課、学校教育課
- 教育相談課題対応室、教育研究所
- 学事施設課、子ども・若者支援センター、あすくる高島
- 子ども未来部
- 子ども家庭相談課

4月27日田
～
29日田



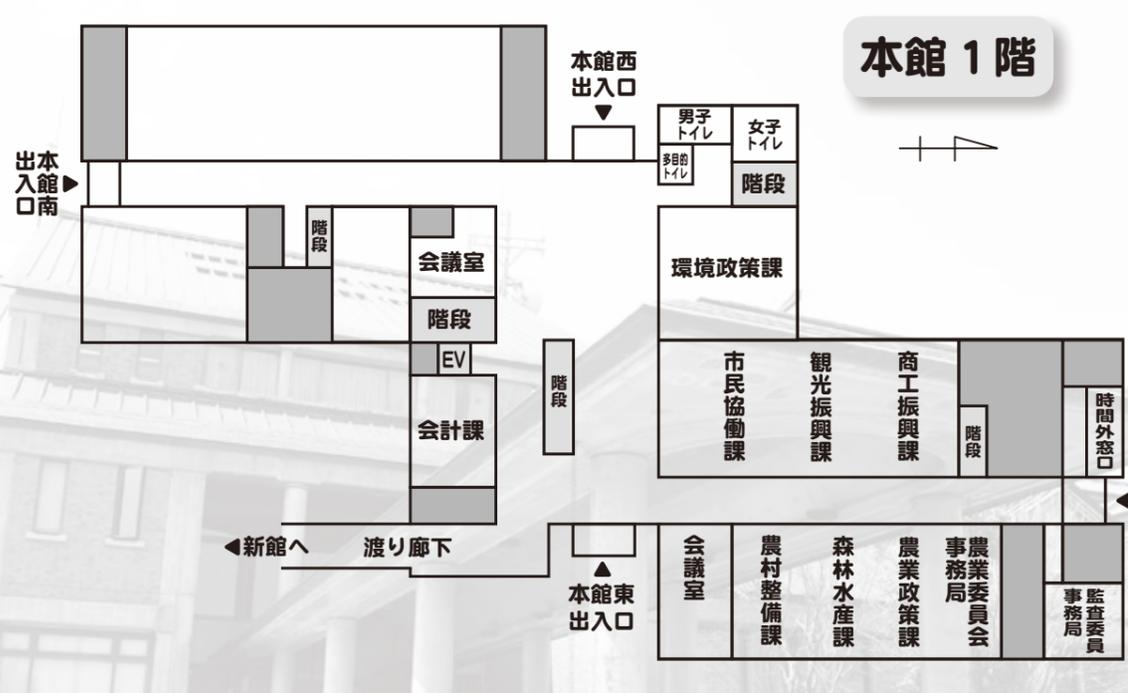
「グラウンドオープン」

工事期間中および移転期間中には、市民の皆さんをはじめ、多くの方にご迷惑をおかけしましたが、ご協力いただき、ありがとうございました。

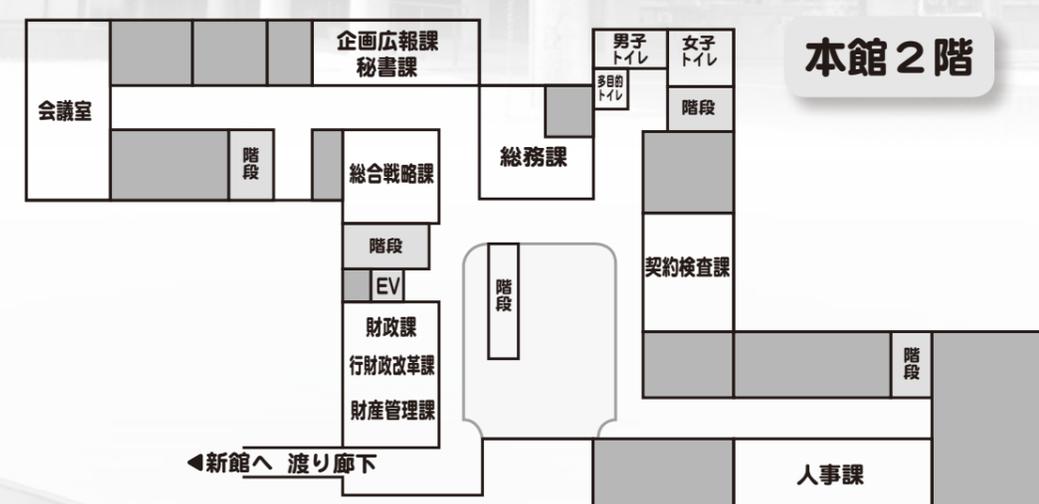
5月7日田

4月22日田～26日田の部署配置のご案内(各フロア平面図)

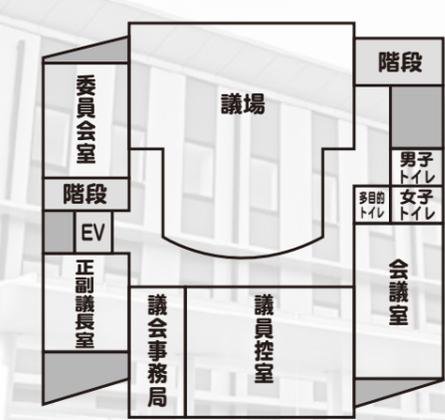
本館のみ



本館2階



本館3階



※グラウンドオープン後の新館を含む配置図は、広報たかしま5月号でお知らせします。

図 財産管理課
(25) 8112

横断歩道利用者

ファースト運動が始まります

滋賀県では、4月から交通安全運動の一つとして「横断歩道利用者ファースト運動」が実施されます。ドライバーと歩行者、双方の意思表示を思いやりで、交通事故を防ぎましょう。

▼ドライバーの方へ

信号機のない横断歩道を横断しようとする歩行者がいても「車は止まらない」ことが当たり前になっていませんか？

信号機のない横断歩道では、車ではなく「歩行者が優先」となります。安全に停車し、歩行者に手で合図を送るなどの意思表示を行い、道を譲りましょう。

▼歩行者の方へ

横断歩道のある道路を横断しようとする時に、ナメ横断や横断歩道以外の場所道路を横断するなど危険な渡り方をしていませんか？

横断歩道のある道路では必ず横断歩道を渡り、歩行者も安全確認をして手を挙げるなど、車に渡る意思表示を行いましょう。



☎ 交通安全推進協議会 交通政策課 (22) 0058



受章おめでとうございます

故高木 敏昭さんに瑞宝双光章



元安曇川町収入役 故 高木 敏昭さんに地方自治功勞として瑞宝双光章が授与され、2月20日(水)に高島市総務部長からご家族に伝達されました。高木さんは昭和61年から8年間、安曇川町収入役として、安曇川町の発展に貢献されました。

西村 弥一郎さんに旭日単光章



元朽木村議会議員 西村 弥一郎さん(88)が、地方自治功勞として旭日単光章を受章され、2月20日(水)に高島市総務部長からご本人に伝達されました。西村さんは、昭和38年から12年間、朽木村議会議員として朽木村の発展に貢献されました。

故保木 利一さんに旭日単光章

元高島市議会議員 故 保木 利一さんに地方自治功勞として旭日単光章が授与され、2月20日(水)に高島市総務部長からご家族に伝達されました。保木さんは平成9年から7年余りを安曇川町議会議員として、平成17年から4年間を高島市議会議員として、安曇川町および高島市の発展に貢献されました。

☎ 総務課 (25) 8000

バスや乗合タクシーをご利用ください!

▼お買い物が便利になります!



バス・乗合タクシーの春の時刻改正にあわせて、次の2か所にバス停を新設しました。

- プラント高島店バス停
3月16日から
- (コミュニティバス船木線)
- 平和堂今津店バス停
4月1日から
- (予約乗合タクシーマキノ南西部線、あいあいタウン線)

施設出入口付近に設置されたバス停



▼新たにノンステップバスが導入されました!

市内を運行する西日本JRバス、湖国バス、江若交通の多くの

車内で、段差がなく乗り降りしやすいノンステップバスを導入しています。

ふるさと納税を活用して導入したノンステップバス



▼一部の路線でバスの時刻を改正します

4月1日から、次の路線で時刻が改正されます。詳しくは、この広報誌と同時に配布する地域別時刻表をご確認ください。市内全域の時刻表は市のホームページでご覧いただけるほか、本庁・各支所でもお配りしています。

- 西日本JRバス 若江線
- 湖国バス 国境線・マキノ高原線・今津総合運動公園線
- 江若交通 船木線(3月16日改正)

☎ 交通政策課 (22) 0058

議会選出監査委員に青谷議員が就任 公平委員に小川さんが就任

【議会選出監査委員】 前委員の辞任により、2月21日付で青谷 章議員が就任されました。

【公平委員】 前委員の任期満了により、3月11日付で小川 敬子さんが就任されました。



また、前公平委員の金田 群子さんには4年間にわたりご尽力いただきました。ありがとうございました。



☎ 監査委員事務局・公平委員会事務局 (25) 8000

倒産・解雇などで離職された方への国民健康保険税の軽減制度

●対象者 平成21年3月31日以降に離職した65歳未満(離職日現在)の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次のいずれかに該当する方

特定受給資格者 (倒産・解雇などで離職された方)	特定理由離職者 (雇止めなどで離職された方)
11,12,21,22,31,32	23,33,34

●軽減内容 対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

●軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入している間は、再就職されても軽減は続きますが、他の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●手続き 「国民健康保険税 特例対象被保険者等申告書」を税務課または各支所に提出してください。
※離職理由コードの確認のため、雇用保険受給資格者証を必ず持ってきてください。

☎ 税務課 (25) 8116

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

2019年度から

一部の後期高齢者の保険料を見直します



所得の低い方への均等割軽減

これまで均等割の軽減割合が8.5割または9割であった次の所得の方は、本来の軽減水準(7割軽減)になるよう2019年度から段階的に見直します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
33万円以下	8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員の年金収入の控除額を80万円とした場合で、所得が0円になるとき	9割	8割	7割	

※9割軽減の対象者であった方は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。

(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。)

※8.5割軽減対象の方は、2019年度の1年間に限り8.5割軽減を据え置くこととします。

その他の変更点

《職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減》

○資格を得た日の前日に職場の健康保険などの被扶養者であった方は、後期高齢者医療制度加入後2年以内に限り5割軽減となります。

(昨年度は制度加入年数にかかわらず5割軽減)

8月1日から使用する被保険者証は、7月中に簡易書留でお届けします

制度についての詳細は、被保険者証と一緒に送りする「しおり」をご覧ください。

一人ごとの新しい保険料の額は、7月に郵便でお知らせします

滋賀県後期高齢者広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。

「保険料試算ページ」 http://www.shigakouiki.jp/seido/seido_05-03.html



問 保険年金課 ☎(25) 8137 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077(522)3013

介護用品の助成券を交付しています



寝たきりや認知症、心身の障がいなどのため、常時在宅で介護用品を使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

助成券交付額

- ①市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方 …… 月額5,000円
- ②3歳以上20歳未満で障害者手帳の交付を受けている方 …… 月額5,000円
- ③市民税非課税世帯で要支援1～要介護3相当の方および②以外の障害者手帳の交付を受けている方 …… 月額3,000円

助成券で購入できる介護用品

介護用紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、介護シーツ、使い捨て手袋、リハビリパンツ

※助成券は、市内の協力店でのみ使用していただけます。詳しくは、お問い合わせください。

申請の方法

民生委員や市保健師、居宅介護支援事業所などで申請書の定められた欄に確認を受けて、長寿介護課、障がい福祉課、各支所で申請してください。

タクシー・バス、ガソリンの助成券を交付しています



介護保険要介護・要支援認定を受けている方や75歳以上で一人暮らしの方など、障害者手帳の交付を受けている方の外出を支援するため、タクシー・バス利用助成券やガソリン助成券を交付しています。

対象者

- 市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次のいずれかに該当する方
- ①介護保険要介護・要支援認定者
- ②75歳以上で一人暮らしの方
- ③70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯で生活する75歳以上の方
- ④○身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障がい1級・2級、呼吸器機能障がい1級の方
- 療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
- ⑤○身体障害者手帳所持者のうち1級・2級(前記④に該当する方以外)の方または肢体不自由3級の方
- 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方

助成額など

《タクシー・バス利用助成券》

①、②、③、④、⑤の方…月額1,000円分

《ガソリン助成券》

④の方 ……月額1,000円分

⑤の方 ……月額750円分

※④、⑤の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガソリン助成券」のどちらかを選んでください。

申請の方法

- 対象になる方は印鑑を持って、長寿介護課、障がい福祉課、各支所で申請してください。
- 障害者手帳を持っている方は、手帳の提示をお願いします。

その他

年度途中での助成券、助成額の変更はできません。

市民税課税状況は、4月～6月の申請は平成30年度、7月以降は平成31年度の世帯課税状況で判断します。申請のあった月分から交付します。

問①③・①②③に該当する方… 長寿介護課 ☎(25) 8029

②③・④⑤に該当する方… 障がい福祉課 ☎(25) 8516